

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 勤務先が倒産した場合の未払給与

Q：勤務先が倒産し、給与の一部が未払となったままです。所定の手続きをすれば、労働福祉事業団から未払給与等の立替払を受けられると聞きましたが、この立替払額の課税上の取扱いを教えてください。

A：労働福祉事業団から支払を受けた金額は、未払給与の弁済であっても、退職の日の属する年分の退職所得とみなされます。

#### 【解説】

企業の倒産等に伴い退職した労働者が、未払給与等（臨時に支払われる賞与等は除かれます。）で「賃金の支払の確保等に関する法律」の規定により労働福祉事業団から立替払を受けた金額は、その者のその退職の日の属する年分の退職所得とみなされます。

したがって、未払給与等を給与所得として確定申告していたときは、それが退職所得とみなされた時点で、確定申告に係る所得税額が過大となる場合には、更正の請求をすることができます。

なお、退職所得の受給に関する申告書を労働福祉事業団を経由して税務署長に提出しない場合には、労働福祉事業団から支払を受ける金額について20%の税率で所得税の源泉徴収が行われます。

